

# 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人麗寿会の理事・監事の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 (理事長及び職員としての地位を有する理事を除き) 理事が理事会に出席したときは、1日分の報酬として税引10,000円を支払うことができる。  
2 評議員が評議員会に出席したときは、1日分の報酬として税引10,000円を支払うことができる。

(理事長の勤務報酬等)

第4条 理事長の業務報酬は月額300,000円とする。ただし、支給に対しては原則勤務時間並びに主な業務を次とする。

- ① 勤務時間 月間80時間
- ② 業務
  - ・ 運営方針、企画に関する事項
  - ・ 予算に関する事項
  - ・ 決算に関する事項
  - ・ 人事・労務に関する事項
  - ・ 経理に関する事項

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したとき並びに監事監査を行った際、1日分の報酬として税引10,000円を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する旅費は、実費を支給する。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年6月19日より適用する

この規程は、平成30年6月21日より適用する